

～給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント～

平成26年10月

奈良県人事委員会

1 給与勧告の仕組みと本年の給与改定

- ① 給与勧告の対象職員
- ② 給与勧告の手順
- ③ 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）
- ④ 民間給与との較差に基づく給与改定
- ⑤ 本年の給与改定
- ⑥ モデル給与例
- ⑦ 最近の給与勧告の実施状況

2 給与制度の総合的見直し

- ① 給与制度の総合的見直しの概要
- ② 地域手当の新旧対照

1-① 給与勧告の対象職員

本年の給与勧告・報告の対象となっているのは、給与条例の各給料表適用者15,321人(再任用職員等を除く)であり、昨年より1,079人の減となっています(行政職については、3,541人で昨年より78人の減)。

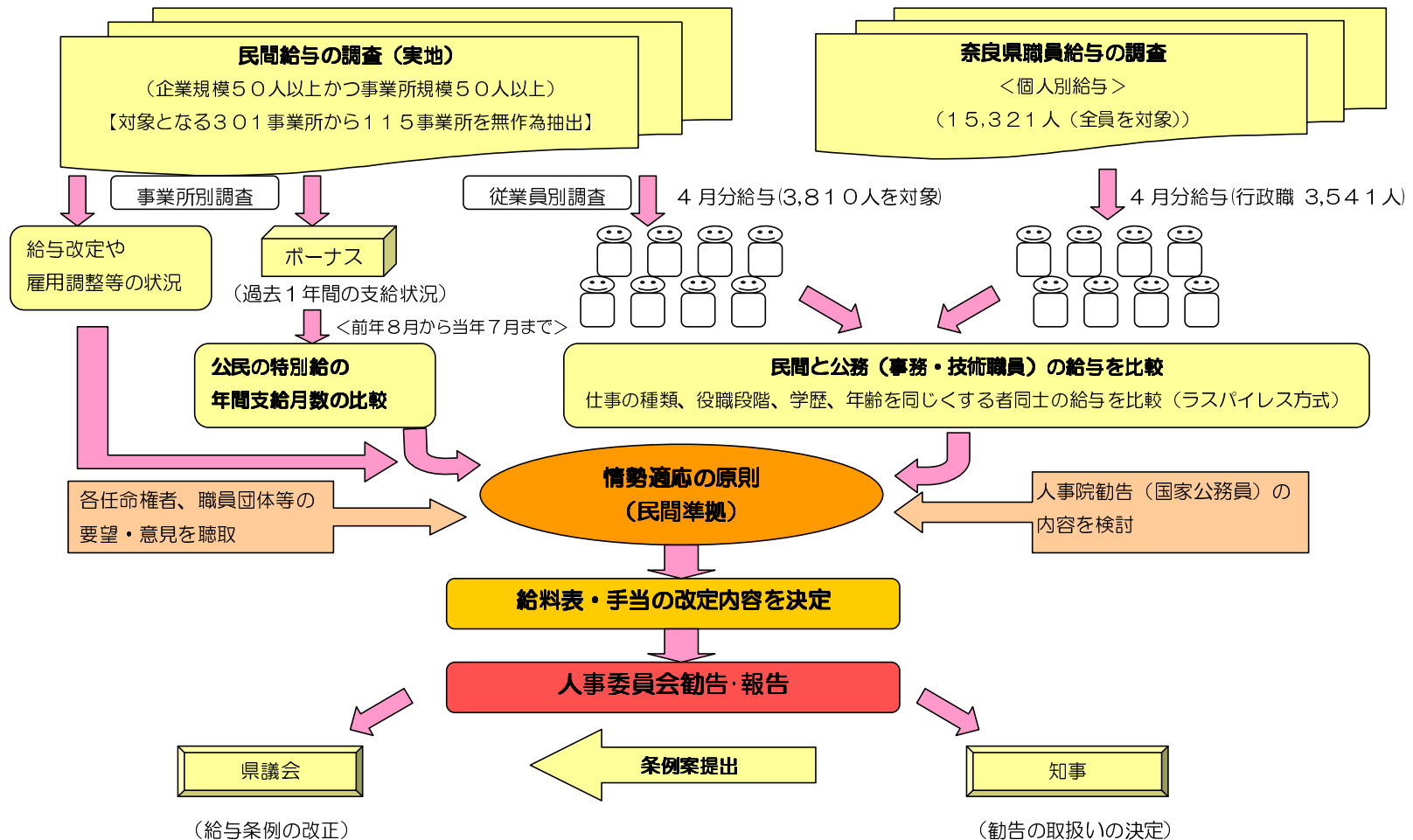
また、対象職員の平均年齢は42.8歳で、昨年と変わりありません(行政職については、昨年より0.1歳低下)。

	職員数(人)			平均年齢(歳)		
	H26年4月	H25年4月	増減	H26年4月	H25年4月	増減
全職種	15,321	16,400	△ 1,079	42.8	42.8	0.0
行政	3,541	3,619	△ 78	43.2	43.3	△ 0.1
公安	2,429	2,361	68	38.6	38.9	△ 0.3
教育(一)	29	29	0	49.3	49.6	△ 0.3
教育(二)	2,417	2,437	△ 20	46.0	46.2	△ 0.2
教育(三)	6,271	6,274	△ 3	42.9	43.6	△ 0.7
教育(四)	9	28	△ 19	46.0	45.8	0.2
研究	189	184	5	42.9	43.7	△ 0.8
医療(一)	40	195	△ 155	41.8	43.1	△ 1.3
医療(二)	154	304	△ 150	46.0	43.4	2.6
医療(三)	199	924	△ 725	38.6	35.5	3.1
福祉	42	43	△ 1	45.1	44.5	0.6
特定任期付	0	1	△ 1	-	-	
任期研究	1	1	0	-	-	

(平成26年4月1日現在)

1-② 給与勧告の手順

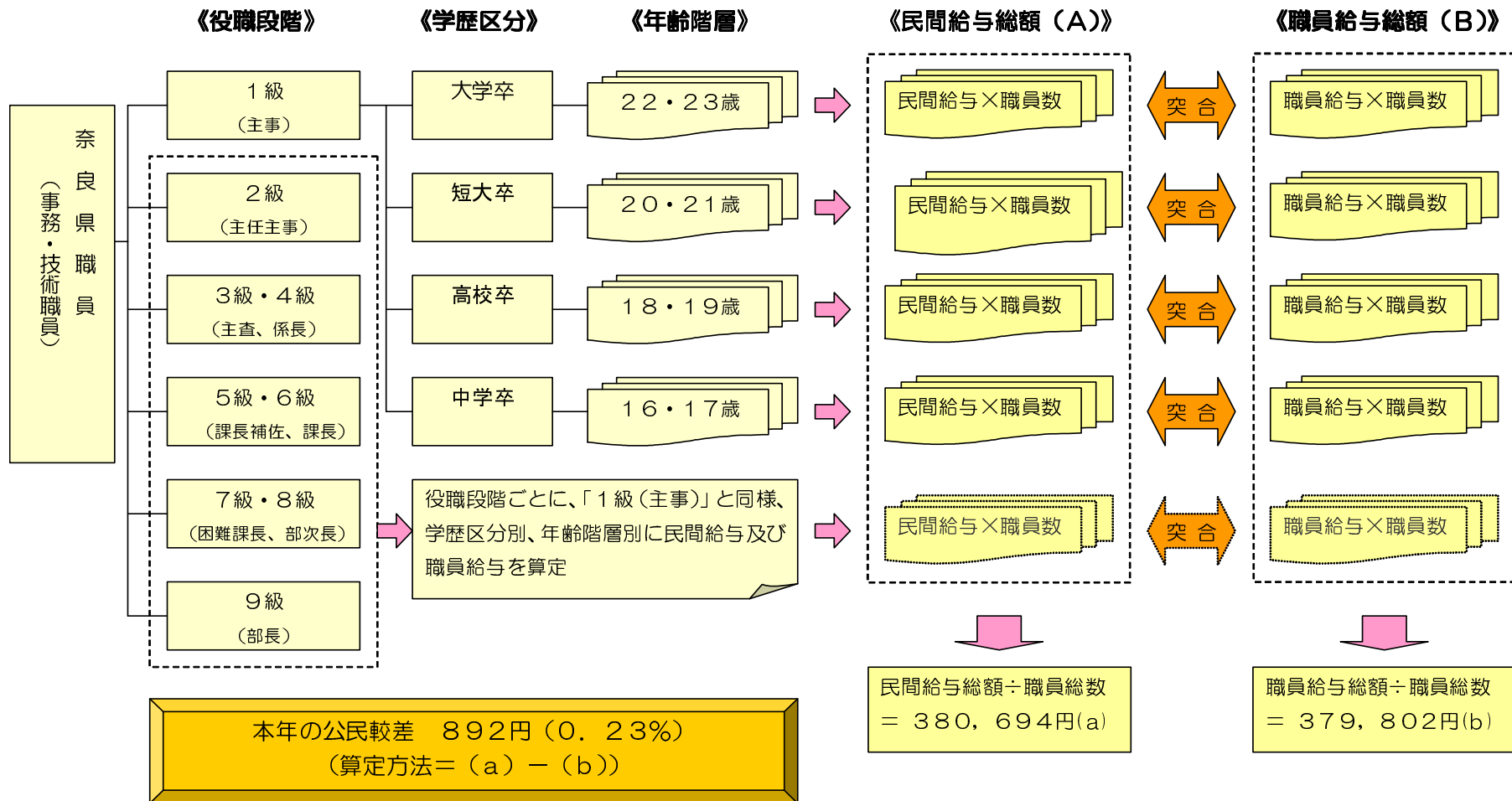
奈良県人事委員会では、公民給与の比較の基礎とするため、奈良県職員と民間の給与を調査しています。その結果に基づいて、公民の4月分の給与（月例給）を精密に比較して得られた公民の給与較差を解消することを基本に勧告を行っています。また、特別給（ボーナス）の過去1年間の支給実績を正確に把握し、その結果得られた年間支給割合に奈良県職員の特別給（期末・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



1-③ 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の奈良県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度差があるかを算出しています。

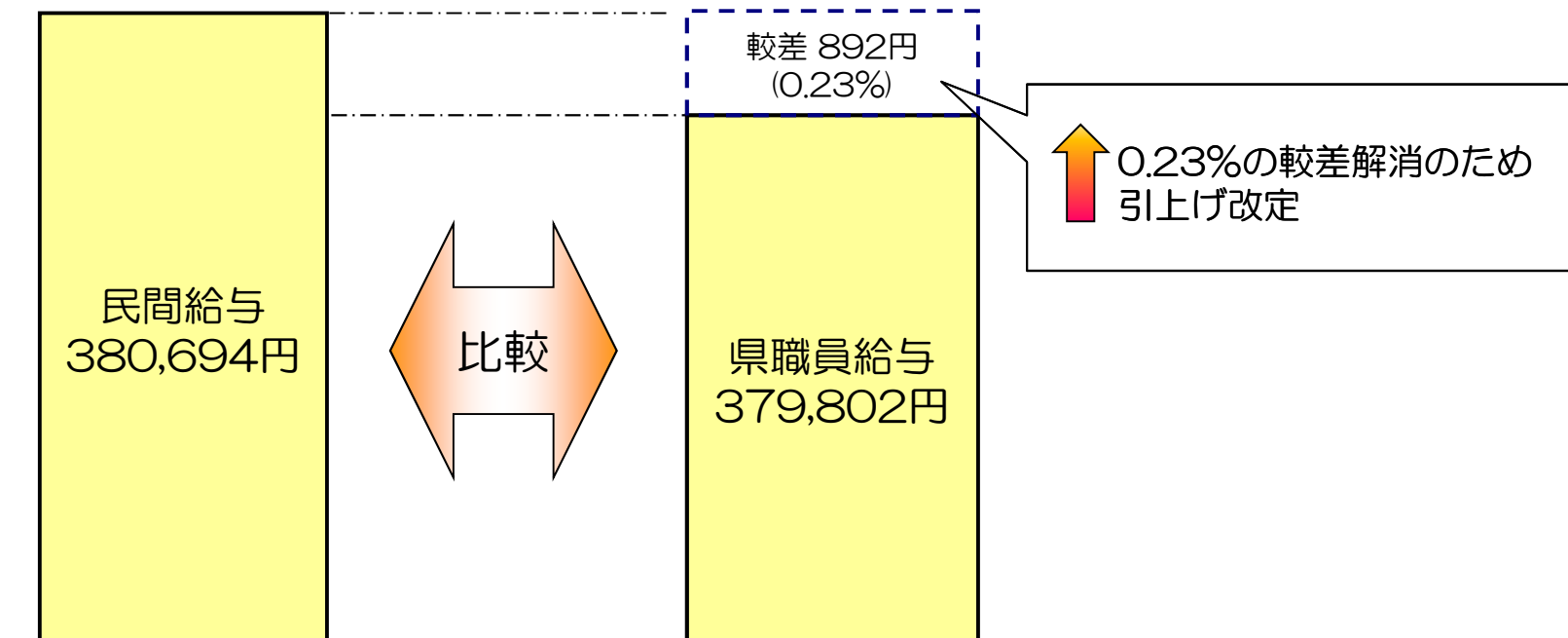
具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴区分、年齢階層別の奈良県職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに奈良県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



1-④ 民間給与との較差に基づく給与改定

本年の民間給与との較差を解消するため、以下のとおり改定を行うこととしました。

【月例給与の公民較差】



1-⑤ 本年の給与改定

勧告事項

1 給料表

人事院勧告に準拠することを基本に改定

- ・世代間の給与配分の見直しの観点から若年層に重点を置いて引上げ（平均改定率0.2%）
- ・初任給については民間との間に相当の差が生じていることを踏まえ、2,000円引上げ

2 初任給調整手当

医療職給料表(一)の改定状況を勘案し所要の改定

3 期末・勤勉手当

民間の特別給の支給割合に見合うよう、支給月数を0.15月分引上げ 3.95月→4.10月分
引上げ分は、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分

4 実施時期

給料表及び初任給調整手当：平成26年4月1日

期末・勤勉手当：平成26年12月1日

その他検討すべき事項

◇ 通勤手当

通勤のため自動車等を使用する職員に係る手当については、職員の現行の手当額が民間における支給額を下回っている距離区分があることや国及び他の都道府県の動向を踏まえ、取扱いの検討が必要

1-⑥ モデル給与例

区分	年齢	家族構成	勧告前		勧告後		年間給与額の差 (円)
			月額 (円)	年間給与 (円)	月額 (円)	年間給与 (円)	
主 事 (高卒新採)	18歳	独 身	151,725	2,415,000	153,825	2,472,000	57,000
主 事 (大卒新採)	22歳	独 身	187,740	2,989,000	189,840	3,051,000	62,000
主 事	25歳	独 身	206,745	3,291,000	208,635	3,353,000	62,000
主任主事	30歳	配偶者	267,855	4,246,000	269,430	4,310,000	64,000
主 査	35歳	配偶者、子1人	332,745	5,331,000	334,110	5,403,000	72,000
主 査	40歳	配偶者、子2人	388,920	6,297,000	390,180	6,378,000	81,000
係 長	45歳	配偶者、子2人	416,745	6,751,000	417,795	6,833,000	82,000
課長補佐	50歳	配偶者、子2人	450,450	7,292,000	450,450	7,361,000	69,000
課 長	—	配偶者、子1人	546,000	8,601,000	546,000	8,677,000	76,000
部次長	—	配偶者	613,095	9,969,000	613,620	10,077,000	108,000
部 長	—	配偶者	688,485	11,232,000	689,010	11,354,000	122,000

(注) 1. 給与月額欄は、特例条例による給与減額措置がないものとした場合で算出。

2. モデル給与例の給与月額は、給料、扶養手当、管理職手当及び地域手当（下記参照）を基礎に算出。

○ 地域手当 : 本庁勤務5.0%

○ 管理職手当 : 課長(76,700円)、部次長(103,700円)、部長(128,900円)

1-⑦ 最近の給与勧告の実施状況

県職員の給与は、民間賃金が厳しい状況にあったことを反映して、月例給又は特別給の減額による年間給与の減少又は据置きが続いていましたが、本年は、平成19年以来7年ぶりに年間給与が増額となりました。

年	改定内容		公民較差		改定後		すき枠 円	特別給			平均年間給与		備考
	+	-	額	率	額	率		改定前	改定後	差	額	率	
	月例給	特別給	円	%	円	%		月	月	月	円	%	
26	+	+	892	0.23	875	0.23	17	3.95	4.10	0.15	72,000	1.2	・月例給、特別給ともに7年振りの引上げ改定 ・平成27年度以降給与制度の総合的見直し
25	-	-	48	0.01	0	0.00	48	3.95	3.95	0.00	0	0.0	・2年連続、月例給・特別給とも改定見送り (特別給改定見送りは3年連続)
24	-	-	▲135	▲0.04	0	0.00	▲135	3.95	3.95	0.00	0	0.0	・月例給・特別給とも改定見送り (特別給改定見送りは2年連続)
23	▲	-	▲952	▲0.25	▲1,154	▲0.30	202	3.95	3.95	0.00	▲19,000	▲0.3	・月例給は3年連続引下げ ・特別給は3年ぶりの改定見送り
22	▲	▲	▲383	▲0.10	▲402	▲0.10	19	4.15	3.95	▲0.20	▲88,000	▲1.4	・2年連続、月例給、特別給ともに引下げ (同時引下げは、2年連続4年度目(H14、15、21、22)) ・特別給が4.0月を下回ったのは、昭和38年の3.9月以来、47年ぶり
21	▲	▲	▲1,161	▲0.29	▲1,130	▲0.28	▲31	4.50	4.15	▲0.35	▲163,000	▲2.4	・4年振りに月例給の引下げ改定 ・特別給は6年振りに引下げ改定 (過去最大の0.35月引下げ改定)
20	-	-	293	0.07	0	0.00	293	4.50	4.50	0.00	0	0.0	・月例給・特別給とも改定見送り
19	+	+	1,308	0.32	1,302	0.31	6	4.45	4.50	0.05	42,000	0.6	・6年振りに月例給の引上げ改定 ・特別給は0.05月の引上げ改定
18	-	-	▲272	▲0.07	0	0.00	▲272	4.45	4.45	0.00	0	0.0	・月例給・特別給とも改定見送り
17	▲	+	▲1,798	▲0.43	▲1,475	▲0.36	▲323	4.40	4.45	0.05	▲3,000	▲0.04	・2年振りに月例給の引下げ改定 ・特別給は0.05月の引上げ改定 ・平成18年度以降給与制度の見直し
16	-	-	▲147	▲0.04	0	0.00	▲147	4.40	4.40	0.00	0	0.0	・月例給・特別給とも改定見送り ・6年振りに年間給与が前年水準を維持
15	▲	▲	▲4,519	▲1.08	▲4,517	▲1.08	▲2	4.65	4.40	▲0.25	▲184,000	▲2.6	・5年連続年間給与の減少(過去最大) ・2年連続のマイナス勧告
14	▲	▲	▲8,627	▲2.04	▲8,605	▲2.04	▲22	4.70	4.65	▲0.05	▲171,000	▲2.4	・4年連続年間給与の減少 ・給与勧告制度創設以来初のマイナス勧告
13	+	▲	299	0.07	299	0.07	0	4.75	4.70	▲0.05	▲18,000	▲0.3	・3年連続年間給与の減少 ・特別一時金
12	+	▲	499	0.12	491	0.12	8	4.95	4.75	▲0.20	▲77,000	▲1.1	・2年連続年間給与の減少
11	+	▲	1,019	0.25	957	0.24	62	5.25	4.95	▲0.30	▲105,000	▲1.5	(この当時、特別給の引下げ幅0.30月は過去最大)

2-① 給与制度の総合的見直しの概要

1 見直しの方針

- ・ 公務としての近似性・類似性を重視して国に準拠することを基本に見直し
- ・ 雇用と年金の接続を図るといふ国との共通の課題に対応するため、世代間の給与配分を見直し
- ・ 地域の民間賃金水準を反映させる地域手当の級地区分及び支給割合の見直し
- ・ 職員の職務や負担に応じた手当の手当額の引上げ等を検討

2 給料表及び手当の見直しの内容

給料表 人事院勧告に準拠することを基本に改定

- ・ 主に50歳台の職員が在職する高位号給に重点を置いて引き下げ、初任給に係る1級などについて引下げを行わず、昇給機会の確保の観点から一部の級について8号給を増設
- ・ ただし、医療職給料表(一)については改定なし

地域手当 級地区分：人事管理等を考慮した現行の区分を尊重しつつ、国の指定基準に変更があった地域は見直し

支給割合：給料表の改定に伴い、地域の民間賃金水準を反映させるため見直し

単身赴任手当 基礎額：民間の支給実態や国の改定状況等を踏まえ7,000円引上げ（現行23,000円から）

加算額：年間12回の帰宅回数相当の額に引き上げるなどの見直しが必要

国に準じて、再任用職員に対しても支給

管理職員特別勤務手当 臨時又は緊急の必要等により、週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合には、勤務1回当たり6,000円を超えない範囲内の額の手当支給を検討

3 実施時期等

給料表及び諸手当の見直し 平成27年4月1日から実施

※給料表の引下げに際しては、平成27年4月から3年間の経過措置を検討し、併せて、諸手当の見直しについても、3年間の計画的・段階的な実施を検討

2-② 地域手当の新旧対照

【 現行 】

級地	支給地域	支給割合
一級地	東京都の特別区	100分の14
二級地	奈良市 大和郡山市	100分の5
三級地	大和高田市 天理市 橿原市 生駒市	100分の4
四級地	桜井市 御所市 香芝市 葛城市 宇陀市 生駒郡平群町 生駒郡三郷町 生駒郡斑鳩町 生駒郡安堵町 磯城郡川西町 磯城郡三宅町 磯城郡田原本町 北葛城郡上牧町 北葛城郡王寺町 北葛城郡広陵町 北葛城郡河合町	100分の3

【 見直し後 】

級地	支給地域	支給割合
一級地	東京都の特別区	100分の16
二級地	奈良市 大和郡山市	100分の7
三級地	大和高田市 天理市 橿原市 生駒市 香芝市 葛城市 生駒郡平群町 生駒郡三郷町 生駒郡斑鳩町 生駒郡安堵町 北葛城郡上牧町 北葛城郡王寺町 北葛城郡広陵町 北葛城郡河合町	100分の6
四級地	桜井市 御所市 宇陀市 磯城郡川西町 磯城郡三宅町 磯城郡田原本町	100分の5

備考

1. 支給地域欄に掲げる地域以外の地域には、当分の間、100分の3の支給割合を適用するものとする。
2. 医療職給料表(一)の適用を受ける職員には、当分の間、100分の15の支給割合を適用するものとする。

備考

1. 支給地域欄に掲げる地域以外の地域には、当分の間、四級地と同じ支給割合を適用するものとする。
2. 医療職給料表(一)の適用を受ける職員には、当分の間、**100分の16**の支給割合を適用するものとする。